

## 総会議事録（第10回）

1 開催日時 令和6年1月25日（木）14時00分～14時55分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（33名）

○農業委員（15名）

職務代理者（副会長）5番 田川 康浩

1番 浅井 和巳      2番 城山 正巳      3番 原口かよ子      4番 山口 明美  
7番 一瀬 晃      8番 福田 文夫      10番 朝長 洋市      11番 田添 利弘  
12番 高見 健      13番 渡邊 和秋      14番 富岡 勝真      16番 山田 武人  
17番 岩崎 義秀      19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（18名）

1番 岩崎 照美      2番 松尾 慎二      3番 小野 重幸      4番 小川 國治  
5番 笠寺 幸雄      6番 富浦 春男      7番 林 敏弘      8番 藤本 雅彦  
9番 山浦 弘之      10番 山上 傳      11番 井本 忠之      12番 井川 春彦  
14番 瀬戸口裕子      15番 森 良広      16番 野田 善則      17番 山本 治義  
18番 小川 良一      19番 山口 周次

4 欠席委員（5名）

○農業委員（4名）

6番 渡邊 重徳      9番 川副 博司      15番 川本 康代      18番 児玉 賢治

○農地利用最適化推進委員（1名）

13番 久保 和幸

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件  
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件  
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件  
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件  
第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件  
第4号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件  
第5号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件  
報告第3号 農地法第4条・5条の規定による許可処分の取消願の件  
報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1項第1号に  
基づく契約の解除の件  
報告第5号 農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件  
報告第6号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件  
報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について(相続税)

6 事務局 局長 長石 弘顕

課長補佐 西浦 公治

職員 下條 秀政 中野 孝亮 梶原 良太

## 1 開会

### ○事務局長

ただいまから「令和5年度第10回農業委員会定例総会」を開会いたします。

本日は、川本康代会長が体調不良で欠席されたため、大村市農業委員会規則第3条により、副会長がその職務を代理することになっておりますので、総会の議長は田川康浩副会長に職務代理者を務めていただきます。

それでは、総会の開会にあたり、農業委員会 田川康浩職務代理者のご挨拶申し上げます。

## 2 開会挨拶

<職務代理者挨拶>

## 3 総会成立の報告

### ○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

### ○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

6番 渡邊重徳農業委員、9番 川副博司農業委員、15番 川本康代農業委員、18番 児玉賢治農業委員、及び13番 久保和幸推進委員から欠席の届出があります。

13番 渡邊和秋農業委員から遅刻の届出があります。

## 4 議事録署名人指名

### ○議長

次に、本日の議事録署名人を、7番 一瀬晃農業委員、12番 高見健農業委員にお願いします。

## 5 議事

### ○議長

それでは、お手元の議案書を基に議案の審議に入ります。なお、円滑な議事の進行にご協力をお願いします。

1ページ、報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。ここで、お諮りします2ページの報告第2号は、報告第1号の各号に関連がありますので、一括して報告することにご異議ありませんか。

<異議なし>

### ○議長

ご異議がありませんので、報告第1号と報告第2号は、一括して報告することとします。  
事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第1号から説明します。

1番鈴田、平町の農地、地目 田、面積1,563㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田、現況 畑、合計面積2,221㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画2番と関連するものです。

3番福重、今富町の農地、地目 田、面積539㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画5番と関連するものです。

4番福重、今富町の農地、地目 田、面積701㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画5番と関連するものです。

5番福重、今富町の農地、地目 田、面積856㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画6番と関連するものです。

続いて、2ページ報告第2号を説明します。

1番鈴田、所在地は記載のとおりで、賃借人との合意解約により、報告第1号の賃貸人に小作権を戻すものです。

2番萱瀬、所在地は記載のとおりで、賃借人との合意解約により、集積計画2番で新たに集積手続きを行うものです。

3番福重、所在地は記載のとおりで、賃借人との合意解約により、集積計画2番で新たに集積手続きを行うものです。

○議長

報告第1号及び第2号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第1号及び報告第2号を終わります。

次に、3ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番竹松、黒丸町の農地、地目 畑、面積920㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、規模拡大のため農地を譲り受けるものです。取得後は、普通野菜を計画しています。

場所は、スライドのとおりです。農振外の農地です。

○議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今説明があったとおりです、譲受人の自宅のすぐそばで、周りは全部譲受人の畑と土地に囲まれています。譲渡される農地には入口がありません。それを取得して規模拡大することになっています。特に、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

農地を取得後に貸す事はないのか。規模拡大されるのか。

○委員

本人に確認しましたが、自分で耕作するように言われていた。貸すとかいう言葉は、一切ありませんでした。

○議長

1番について、他に何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番竹松は許可することとします。

次に、4ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、溝陸町の農地、地目 畑、面積247㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の

第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.2m、コンクリートの土留めを施すとしています。雨水排水は、既存水路へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、住宅融資事前審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この土地の近くに賃貸人の家がある。自作人が子どもさんである。雨水排水は、目の前に道路が通っており問題ないと思います。排水も前に水田がありますが、その耕作者に許可を取っているということ。日照の問題は、南側で多少出てくるかもしれないが、そこを考慮して平屋にしてある。その後も何かトラブルがあったら、問題を解決するという一筆書いてありますので問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番三浦を議題とします。

ここでお諮りします。2番三浦は、6ページの第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番三浦と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番三浦、第3号議案1番三浦は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、6ページをお願いします。第3号議案1番、転用当時の今村町の農地が、現在分筆されています。地目 畑、面積236㎡、申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が昭和58年7月21日付けで転用の許可を受け、当初転用者が自己住宅建築を建築する計画でしたが、実家を継ぐ事となったため、建築を断念したとしています。

今回、承継者が自己住宅を建築する変更承認申請です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

4ページをお願いします。2番三浦、申請地及び申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造2階建を建築する計画です。

被害防除計画では、切土最高1.45m、盛土なし、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、計画地内に浸透枡を設置。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。西側を除き、3方に隣接する農地があります。

資金については、住宅融資事前審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、2番及び第3号議案1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明のとおりです。住宅を建設される隣接の農地につきましては、全て休耕地となっていて、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

2番及び3号議案について何かご意見。ご質問ありませんでしょうか。

○委員

補足説明をします。土地の南側に2年前に5条の転用をしています。そのときもですね、その下までの、市道に側溝が通っていてとですけど、その時もですね、2年前も、その方がU字溝を設けております。今回の申請場所も市道ですが、側溝がありません。

雨水が側溝がないので、良いものかどうかである。水路を掘っていただきたいと思っています。以上です。

○事務局

今回の計画地の雨水排除計画につきましては、敷地内に浸透枡を2つ設置されて、宅地内での雨水排除ということです。市道の側溝設置につきましては、道路管理者に確認を取りたいと思っています。

○議長

2番及び第3号議案1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番及び第3号議案1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番三浦は、許可相当とし、第3号議案1番三浦は、承認相当とします。

続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、徳泉川内町の農地、地目 畑、面積1,976㎡。併用地である、譲受人所有の雑種地を含んだ全体面積は、2,317㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が運営する、施設の職員と利用者送迎車用の露天駐車場34台分を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土最高2.7m、盛土最高0.4m、法面保護を行うとしています。雨水は、計画地内に側溝を新設し、市道側溝へ放流。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

現地は以前から、畑のような畑でないようなそういう所である。所有者が、東京都の方で、それで全然作っていないということです。保育園の駐車場であり、側溝も市道の方に入っており、雨水排水も問題ないと見てまいりました。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。  
3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。  
続いて、4番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、杭出津1丁目の農地、地目 雑種地、現況 畑、381㎡。併用地である、譲渡人所有の宅地の一部を含んだ全体面積は、390.80㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、子の使用借人が自己住宅木造2階建を建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、既存コンクリートブロックで囲まれており土砂流出等の恐れはないとしています。雨水排水は、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、住宅融資仮審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先日、23日に現場を見て来ました。事務局から説明がありましたように、南側は市道の歩道に接して、3辺はブロックで囲まれている。現在は、3分の1ほど中晩柑を作られています。それで、北側の方に道が通っています。その上に、農地がありますけども、道幅もあって、特別、問題になることはないのではないかなということで見てきました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

4番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。  
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて、5番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番竹松、原口町の農地、地目 畑、面積793㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が共同住宅1棟と入居者用駐車場等を建設する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.1m。敷地はアスファルト舗装仕上げ。雨水排水は、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

23日に地区委員全員で確認をしました。周りはすべて家が建っており、何ら問題はないと見てきました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

5番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番竹松は、許可相当とします。

続いて、6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、鬼橋町の農地、地目 畑、面積84㎡。併用地である、譲渡人の宅地を含む全体面積は、435.27㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.4m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今説明のとおりです。図面の右が進入路になる。奥に宅地がある。この上の方が宅地。今回その農地が残っていたと思われる。面積が80㎡程度、その横の宅地を使って、新しい分譲地を作るということが今回申請があったものです。何ら排水等も問題ないというところです。審議をお願いします。

○議長

6番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて、7番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番福重、沖田町の農地、地目 田、合計面積1,872㎡。併用地である、譲受人所有の宅地、用悪水路を含む実測の全体面積は、2,591.04㎡です。申請人は、記載のと

おりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地8区画、道路等を整備する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.05mから0.65m、擁壁を設けるとしていません。雨水排水は、計画地内道路に雨水路を設け、北側既存水路に放流。水利権者の同意を得られています。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。隣接農地が、西側にあります。建築物は、敷地境界から1mを緩衝地を設け、平屋建で高さを4.0m以下で計画するので、通風及び日照への影響は軽微としています。

資金については、預金残高証明書を確認しています。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

なお、本件は令和5年第1回、4月26日の総会において同一の申請者から5条転用申請が提出されていましたが、隣地農家への事業説明が総会直前であり、周辺農地への営農への影響など調整がなされていなかったため、本総会で審議保留とされたものです。

今回、再申請にあたり、隣地農家との協議を重ね、計画の見直しを行い、隣地農家から12月末に同意が得られたと報告を受けましたので、当該申請を受理しました。

前回申請時との計画の大きな変更点は、10区画の分譲から平屋住宅用地8区画としたものです。

○議長

それでは、7番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明のとおりです。前回は、隣接地の地権者への説明が不十分であったため保留にしました。今回は、隣接農家の同意もあり、高さも4mの建物の建築をするということを明記してありますので、今回再度申請が受理されたものです。皆様のご判断をよろしくお願いいたします。

○議長

7番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番福重は、許可相当とします。

次に、6ページ。第6号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。2番鈴田と3番鈴田は関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番鈴田と3番鈴田は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番鈴田、岩松町の農地、地目 田 現況は雑種地、合計面積3,792㎡、3番鈴田、岩松町の農地、地目 田、現況は記載のとおりで、合計面積3,350㎡、当初転用者及び継承者は、記載のとおりです。場所は、スライドのとおりです。1番、2番ともに、地区の指定は、都市計画区域白地、農振内農用地に該当します。

被害防除計画では、切土、盛土は行わず現状のまま利用することになっています。雨水排水は既存の水路への放流。汚水、生活雑排水は発生しないとしています。周辺に農地がありますが、10m以上の緩衝地を設けるため、日照、通風等に影響がないものとしています。

本件は、当初、平成27年に九州新幹線工事用の仮設備、資材置場、仮設道路等として、3年間の一時転用許可を得ていました。工期の延長に伴い、事業継承者が引き続き工事用資材置き場、仮設道路として当該地を使用しているものです。今回の計画変更申請により一時転用を、令和6年3月12日から令和7年3月10日まで期間延長するものです。

延長の理由については、工事全体の遅れと仮設橋撤去工事に係る地元地権者との協議に所要の期間が必要であることを確認しました。

○議長

それでは、2番及び3番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

許可申請が出ている期間の延長である。特に問題ありません。

○議長

2番及び3番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番及び3番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番鈴田と3番鈴田は、承認相当とします。

○議長

次に、7ページ。第4号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、9ページの、第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案及び第5号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案の借入申込者、及び第5号議案の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、議案と併せてご覧ください。

資料1の1番は、第4号議案の1番鈴田、第5号議案の1番鈴田です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりです。促進計画の借入申込者は、施設園芸を計画しています。

資料1の2番は、第4号議案の2番萱瀬です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりです。今回は、集積のみの計画ですが、本年6月から新規就農者へ施設園芸用地に貸与する予定です。

資料1の3番は、第4号議案の3番福重、第5号議案の2番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりです。促進計画の借入申込者は、水稻を計画しています。

資料1の4番から6番は、第4号議案の4番から6番福重です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりです。今回は、集積のみの計画ですが、本年6月から新規就農者へ施設園芸用地に貸与する予定です。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第4号議案及び第5号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。  
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。  
第4号議案及び第5号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案は承認することとし、第5号議案については、計画のとおり要請することとします。

報告第3号「農地法第4条及び第5条の規定による許可処分の取消願の件」を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

1番三浦、第5条の規定による許可処分の取消願の件。日泊町の農地、地目 畑、面積271㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、譲受人が自己住宅を建築する計画で昭和48年4月25日付けで転用許可を得たものですが、記載の取消理由により、許可処分の取消し願が申請されたものです。

場所は、スライドのとおりです。

2番竹松、第4条の規定による許可処分の取消願の件。大川田町の農地、地目 畑、面積130㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、願出人が申請地近隣のNPO法人が運営する施設の利用者駐車場を造成する計画で令和5年10月13日付けで転用許可を得たものですが、記載の取消理由により、許可処分の取消し願が申請されたものです。

場所は、スライドのとおりです。

報告しました2件については、事務局による現地確認を行うとともに、転用計画の実施見込みがないことを申請者から確認されたため、申請が適当であると判断し、農業委員会会長専決により県あてに進達を行い、記載の日付で取消承認されたことを報告します。

○議長

それでは報告第3号について、何かご質問はありませんか。

<質問なし>

○議長

以上で、報告第3号を終わります。

次に、11ページ。報告第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1項第1号に基づく契約の解除の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

1番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、合計面積1,658㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。

以上、契約解除の理由は、配分促進計画の解約後、3年の期間を経過しても貸付けを行うことが出来ない見込みのためとしています。

○議長

それでは、報告第4号について、何かご意見・ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

以上で、報告第4号を終わります。

次に、報告第5号「農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件」を議題とします。

お諮りします。本報告は、13ページの報告第6号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件」に関連がありますので、一括して報告することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、報告第5号及び報告第6号は、一括して報告することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第5号、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件」について。

1番大村、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。利用権設定を受ける農用地、東大村1丁目の農地、地目 田、当初の面積12,016㎡のうち、7,345㎡。変更後の面積12,016㎡のうち、7,875㎡で、設定する利用権の借賃が記載の金額に変更されています。

13ページ。報告第6号、1番大村、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。利用権設定を受けた農用地の当初の面積が、変更後の面積に増加したため、借賃に記載のとおり変更があったものです。

報告は以上です。

○議長

それでは、報告第5号及び報告第6号について、何かご質問等はありませんか。  
<なし>

○議長

以上で、報告第5号及び報告第6号を終わります。

次に、14ページ。報告第7号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を議題とします。事務局から、説明をお願いします。

○事務局

本件は、3年ごとの相続税の納税猶予継続届けの際に必要な証明です。

相続人が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。

相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していることが証明要件となっています。

よって、記載の確認事項について、地元委員に農業経営状況及び現地確認の調査を依頼した結果、1番大村の相続人は適格であり、農業委員会会長専決にて、記載のとおり証明書及び報告書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第7号について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

報告第7号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。